

## 滋賀県水道広域化推進プランの策定について

### 1 趣旨

本県では、将来にわたり安定的な水道水の供給を維持するため水道事業の基盤強化を目指す「滋賀県水道ビジョン」(計画期間：平成31年度～令和12年度)を平成30年度に策定し、県内水道事業者とともにその取組を進めている。また、改正水道法(平成30年公布)により、法の目的が「水道の計画的な整備」から「水道の基盤強化」に改められ、都道府県の責務として水道事業者間の広域連携の推進に努めることが規定された。

そこで、県内水道事業に係る広域化推進の方向性を定めるとともに、これに基づく当面の具体的取組の内容やスケジュールについて定める「滋賀県水道広域化推進プラン」を策定する予定である。

### 2 計画の位置づけ

- 「滋賀県水道ビジョン」では「広域化」を取組項目の一つに定め、計画期間内に広域化にかかる一定の方向性とそのロードマップについて県内水道事業者間で合意することを目標としている。本プランは、この取組項目の目標を達成するため、目指すべき方向性や具体的施策を定める計画として位置付けるもの。
- 総務省ならびに厚生労働省による地方自治法第245条の4第1項(技術的な助言)に基づく通知「水道広域化推進プランの策定について」(平成31年3月29日付け)を踏まえて作成するもの。

### 3 計画の期間

10年間【令和5年度～令和14年度】

### 4 策定経過

令和2年度	「水道事業の将来見通しに関する研究会」(県内全水道事業者の担当者等により構成)ならびに「滋賀県水道事業の広域連携に関する協議会」(県内全水道事業者の部課長等により構成)において、広域化シミュレーションの調査研究・実施
令和3年 6月	「水道事業の将来見通しに関する研究会」開催
9月	「滋賀県水道事業の広域連携に関する協議会」開催 庁内各所属への意見照会を実施(基本方針案)
10月	「水道事業の将来見通しに関する研究会」開催
11月	「滋賀県水道事業の広域連携に関する協議会」開催

## 5 今後のスケジュール

令和3年12月	厚生・産業常任委員会に報告（基本方針案）
12月～令和4年1月	市長会、町村会において説明予定（骨子案）
令和4年 3月	厚生・産業常任委員会に報告（骨子案）
5月	「水道事業の将来見通しに関する研究会」開催
6月	「滋賀県水道事業の広域連携に関する協議会」開催
9月	厚生・産業常任委員会に報告（素案）
10月	県民政策コメントの実施
11月	「滋賀県水道事業の広域連携に関する協議会」（県民政策コメント修正案について意見聴取）
12月	厚生・産業常任委員会に報告（最終案の報告） 計画策定

※ 市町長（町村会、市長会）および関係機関への説明については、随時実施予定

# 滋賀県水道広域化推進プラン 基本方針（案）



すべての人々の水と衛生の  
利用可能性と持続可能な  
管理を確保する。



強靱（レジリエント）なインフラ構築、  
包摂的かつ持続可能な産業化の促  
進及びイノベーションの推進を図る。

## 県内水道事業の将来見通しと目指すべき姿

### 1. 本県水道3つの基本目標

滋賀県においては県内水道事業の基本構想として平成30年度に県水道ビジョン（以下、ビジョン）を策定しています。水質基準に適合した水が必要な量、いつでも、どこでも、誰でも、合理的な対価をもって、持続的に受け取ることができる理想の水道の維持のために「安全」「強靱」「持続」の3つをビジョンの基本目標として掲げています。

**3つの基本目標**

《安全》… 安全で安心できる水道水の供給  
《強靱》… 災害に対して強靱な水道の構築  
《持続》… 健全な経営による水道サービスの持続

### 2. プラン策定の趣旨と設定期間

ビジョンでは3つの基本目標の達成のため取組項目を定め、その1つに広域化に関する項目を掲げ「計画期間内に広域化にかかる一定の方向性とそのロードマップについて県内水道事業者間で合意すること」を目標としています。本水道広域化推進プラン（以下プラン）においてその内容について定めるものとします。

【設定期間】  
令和5年度～  
令和14年度まで  
(10年間)

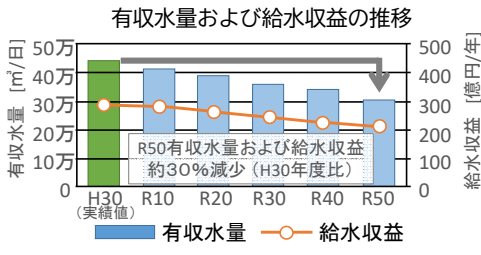
### 3. 本県水道の概況（令和元年度データ）

県内給水人口	上水道 1,376,111人、簡易水道 32,400人	管路延長	上水道 9,446 km、簡易水道 518 km
水道普及率	99.7%（全国98.1%）	給水量	上水道 173,945千㎡、簡易水道 5,224千㎡
水道事業者数	20事業者（用水供給事業者含む）	取水量比率(上水道)	湖水 70.7%、浅/深井戸 23.1%、その他 6.2%

### 4. 現状と将来見通し

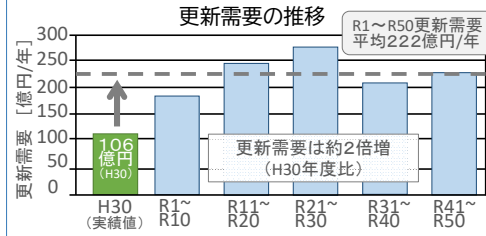
#### ① 水需要と給水収益

ほぼ県内全域に水道が普及し今後の需要拡大が見込めない中、人口減少に伴う水需要の減少により、令和50年度の本県全体の有収水量（料金徴収対象水量）は平成30年度から約30%程度減少し、料金改定の無い場合、給水収益としては86億円の減収となることが見込まれます。



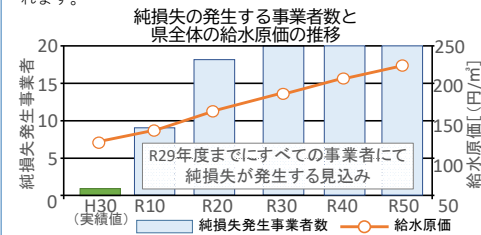
#### ② 更新需要

水道水を各家庭や事業所に届けるための水道管や浄水場などの水道設備は安心安全なライフラインを維持するため適正な時期（例：水道管の法定耐用年数は40年）に更新を行う必要がありますが、今後多くの地域において、水道施設の老朽化が進むため更新需要が増加します。本県における令和50年度までの年平均更新需要は222億円程度となり、平成30年度と比較し2倍程度の増加が見込まれます。



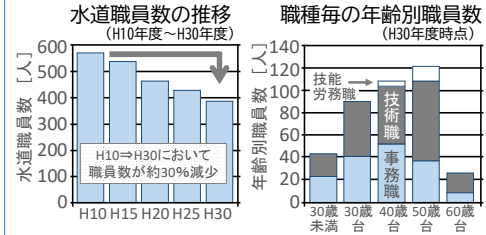
#### ③ 経営見通

水道事業収入のメインである水道料金収入は有収水量の減少に伴い減少していきませんが、支出である建設投資が増加していくため、給水原価は令和50年度において平成30年度と比較し県全体で約80%増加の見込みです。また、現状の水道料金を改定しない場合、令和29年度までに県内すべての20水道事業者において会計上の純損失の発生が見込まれます。



#### ④ ヒト

安全で安心な水道水の供給や、災害に強い強靱な水道事業を実現するためには、継続して一定の技術力や経験をもつ職員を確保することが必要です。本県における水道職員数は平成10年度から比較し平成30年度時点において約30%減少、また職種毎年齢別職員数においては技術職員の高齢化が進んでいる現状がみられます。



### 5. 広域化の必要性

今後、本県においては水需要の減少に伴う料金収入の減少、更新需要の増大による支出の増加、職員数の減少による危機対応力の低下、熟練の技術職員の退職による技術力の低下、および増大する更新工事に伴う業務量の増加といった課題が見込まれます。これらの課題に対応するためには、各事業者での経営/技術基盤強化への努力は必要ですが、更なる基盤強化の推進のためには個々の事業者の枠を超えて多様なスケールメリットを得る広域化手法が求められます。

【広域化がもたらす効果（一例）】

- ・経営基盤強化（施設投資の最適化、システムの利用）
- ・人材育成/技術継承（技術力の共有、事務の広域的処理）
- ・事故災害対応力強化（広域の支援体制構築、緊急時連絡網の活用、応急復旧資機材の共有、水質事故等対応）

### 6. 広域化シミュレーションと効果

#### (1) シミュレーションの前提条件

県内全水道事業者で構成する「水道事業の将来見通しに関する研究会」で検討した施設統廃合案等について、県が一定の条件のもと試算を行いました。

#### (2) 水道施設の施設統廃合試算結果

県内水道施設の統廃合により約143億円/50年間の建設費用削減効果となる見込みです。

#### (3) 経営統合シミュレーション結果

- ・事業統合\*1（料金統一あり）の場合、料金統一することで一部事業者においては単独経営時と比較し水道料金が高くなりました。
- ・経営の一体化\*2（料金統一なし）の場合、全事業者において水道料金が低減されました。また、全県1水道の水道料金が最も安価となりました。

\*1 複数の水道事業者が認可上で事業を1つに統合する方法  
\*2 同一の経営主体が複数の水道事業者を運営する方法

シミュレーション前提条件 概要

試算パターン数	19パターン
試算期間	令和元年～令和50年
試算項目(出力)	供給単価、給水原価、経常収支比率(経常損益)、資金残高
統合効果を与える項目(入力)	建設改良費(減価償却、元利償還金)、動力費、薬品費、人件費、委託料、受水費
水道料金設定	純損失もしくは資金残高がマイナスとなる前年度に価格改定を行う
起債充当率	1回の改定で概ね10年間は改定が必要無い値を想定 企業債残高対給水収益比率がR50/R1比300%以内

R50年度時点水道料金増減率  
(全県1水道パターンにおける比較)

シミュレーション条件	単独経営時との比較	
	事業統合(料金統一あり)	経営の一体化(料金統一なし)
水道料金増減率※3	-79%～+38%	-31%～-3%
特徴	一部事業者にて料金上昇	全ての事業者にて料金低減

※3 各事業者毎の水道料金増減率の上下限値を示したものの

### 7. 県内水道が目指すべき姿

ビジョンに掲げる本県水道の基本目標（安全・強靱・持続）のため、市町の枠を超えて経営資源を最適化するとともに、スケールメリットを最大限発揮することで、全県で県民が同質なサービスを持続的に享受できる水道の実現が可能となることから、将来的に全県1水道事業体制を目指し県内水道事業の広域化を発展的かつ段階的に進めます。

#### 本プランの期間である「10年間」の広域化推進方針

- 水道事業の基盤強化のため、広域化の協議、検討を継続して行います。
- 「ゆるやかな広域連携」\*4等をさらに推進し、県内水道事業者のヒト・技術・資産・情報の連携を強化し、水道事業組織の運営を強化します。
- 実効性のある広域化施策を実施するために、滋賀県水道基盤強化計画の策定を目指します。

\*4 事務の広域的処理や災害協定など幅広い観点から広域連携を進めていくものであり、現在、本県では業務委託共同発注や資機材情報共有等を実施している。

### 8. 推進スキーム

